予算特別委員会・福祉部審査議事録〔２０１８年３月１３日〕

※これは日本共産党埼玉県議団で作成した議事要旨です

【秋山県議】

当初予算における主要な施策の２４ページに「生活困窮者と生活保護受給者に対する切れ目のない支援」３億２９３２万円があります。党県議団は、一般質問において「年金と併給はできないのではないか」「家があると受給できないのではないのか」と低所得者が保護制度を知らないという問題を取り上げて、周知徹底を求めてきました。

私は、生保行政における広報というのはとても大事だと考えております。生活保護受給者への支援と言う場合、広報活動にも一定の予算を組んでいただきたいと考えて質問します。

生活保護受給者への各給付にはそれぞれ要件があるので、その説明は丁寧に行われなくてはいけません。そのために県はケースワーカーのためのマニュアルなども作成しております。

中でも、トラブルが多いのは葬祭費です。生活保護受給世帯で、葬儀、お葬式が行われる場合、葬祭扶助が支給されております。先日、私たちに相談があったのですが、生活保護受給者の女性の夫が亡くなり、ケースワーカーに葬祭扶助について電話で問い合わせをしました。その際、女性は、２０万円の扶助が支給されると理解をしました。ところが葬儀費用がそれを上回るものとなったので、葬儀後、葬祭扶助の支給は無いとケースワーカーは答え、女性は納得がいかない、このようなトラブルです。

葬祭扶助を受ける場合、葬儀費用は２０万円以内としなければならない。「高額な葬祭費用に対して葬祭扶助の支給限度額を適用する取り扱いは認められない」と決まっているからです。

福祉部長、葬祭費でトラブルが多いという認識はありますか。

【福祉部長】

県の福祉事務所に確認しましたところ、葬祭扶助が支給されないような苦情・トラブルについては今年度、一件ありました。

【秋山県議】

この質問にあたりまして一定地域を調べたところ、死亡した生活保護受給者の５５人のうち、葬祭扶助適用３５人、６４％という結果が出ています。適用が少ないと思いますが、いかがですか。

【福祉部長】

葬祭扶助は葬祭を行う方が経済的に困窮をしている、最低限の葬祭を行うことが出来ない場合に、葬祭を行う方に対して支給されるものです。

例えば親族が葬祭を行う場合、亡くなった方が遺したお金で葬祭費をまかなった場合、それから先ほど、委員からお話があった国が定めた基準を超えた葬祭を行った場合は支給されない制度となっています。そういう意味で生活保護を受けている方がお亡くなりになったからといって当然、葬祭扶助が適用されるものではないという事です。

【秋山県議】

先のケースでは電話でのやりとりであったことから、「言った」「言わない」というトラブルとなっています。葬祭費でトラブルが多いのは、突然発生する事案であり、受給者も動揺している場合が多く、葬儀のためにとても慌しいなど、様々な事情があります。

私は、葬祭費についてイラストなど使った、わかりやすいチラシを作成して、それをもとに丁寧に説明すべきだと考えますが、どうですか。家族が死亡して遺族は動揺しているおりです。言葉だけの説明ではどうしても誤解を生じます。部長、いかがですか。

【福祉部長】

生活保護制度の説明は相手方の状況に応じまして、理解が得られるように丁寧に説明をすることが大事だと思っています。制度につきましては生活保護のしおりというものを使って説明をしております。葬祭扶助につきましても、そのしおりの中に詳しく記載をすることを検討しています。

なお、従来から葬祭を行う方に対しましては葬祭の内容、費用、費用の負担者等を事前に連絡して頂くよう働きかけています。その際にも今回の様なトラブルを防ぐために、しおりを活用して丁寧に説明をしてまいりたいと思っています。

【秋山県議】

先のケースでは、ケースワーカーは電話で説明をしただけでした。受給者が死亡しても、ケースワーカーは、遺族を訪問することもないというのが現状です。

ケースワーカーへの研修等でも、丁寧に説明するよう指導していただきたいが、根本的には、ケースワーカーが受け持つ世帯数が非常に多すぎるという問題があります。県内１９市では８０人に１人の基準を満たしていないとのことでした。県が所轄する所では６５人に１人の基準を満たしているとのことですが、年度の途中で受給世帯が増加していくと、ケースワーカーが基準以上になっていくという事もありますので、県の福祉事務所ではケースワーカーの基準を守っているということですが、さらに充実させていただきたいがいかがでしょうか。

【福祉部長】

社会福祉法と言う法律がございまして、ケースワーカーの数は県が担当いたします服務にあたりましては６５世帯に１人の配置を標準という様に定められています。

２９年４月現在、県の福祉事務所におけるケースワーカーの受け持つ被保護世帯は1人当たり６４世帯ということで、標準を満たしています。今後ともこの法律に定められた標準数を満たすように努めてまいりたいと思ってます。

【秋山県議】

続いて障害者の入所系施設の増設についてお伺いします。歳出予算の事業概要福祉４ページの民間社会福祉施設整備促進事業費についてです。わが党は繰り返し取り上げてきましたが、障害者の入所系施設を作って欲しいという要求は切実さを増すばかりだと思います。

当初予算では入所施設１か所への補助が計上されていますが、待機者は１４９７名を超えてしまいました。私はグループホームも入所施設と同様待機者が多いとして、昨年の２月定例会の一般質問で、その待機者の実態調査を求めました。その結果をご報告いただきたいと思います。

【福祉部長】

平成２９年７月に県所管のグループホーム２０６事業所に対しまして待機者の調査を行いました。７割の１４０の事業所から回答がございました。その内の２４％、３４の事業所で待機者が居ますという回答を頂きました。待機者の数はのべ２１７人、１事業所平均で６・４人になっております。

この調査では待機者がありと答えたグループホームは少ないということで、職員が再度、確認をしたところ、入所施設に比べまして規模が小さくて、いつ空きが出るか分からないことから待機者リストを作っていない,待機者を把握していないという施設、グループホームもあったという事です。

以上